

建設業の人材確保・育成に向けて（令和6年度予算概算要求の概要）

別添

- ◆ 建設業の技能者の中、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の待遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ 国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の待遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めることとしており、令和6年度予算概算要求において所要の措置を講じる。



国土交通省

建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施



CCUSの普及促進に向けた取組

- 適正な雇用関係と併せた取組（国交省）
CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- 建設関係助成金による支援（厚労省）
CCUSの普及促進に取り組む建設事業主団体を支援
- CCUSの普及啓発等（国交省、厚労省）
ハローワーク利用者等に対する周知など



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

魅力ある職場づくり

技能者の待遇を改善し安心して働くための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和6年度予算概算要求の概要



※◆は建設業に特化した支援

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

- 適正な工期設定等による働き方改革の推進
- 建設業の生産性向上の促進
- 建設技術者の担い手確保の推進
- 地方の入札契約改善推進事業
- 建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進
- 建設職人の安全・健康の確保の推進
- 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進

人材確保

2.9億円

- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援

72億円

- ◆ 「つなぐ」化事業の実施

28百万円

- ◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援

48億円

- ◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援

19百万円

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上（再掲）

◇ 大工技能者等の担い手確保・育成支援

人材育成

2.9億円

- ◆ 中小建設事業主等への支援

4.8億円

424億円の内数

- ◆ 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施

1.3億円

- ◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導

23億円

- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援（再掲）

72億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上（再掲）

2.9億円

- ◇ 働き方改革推進支援助成金による支援

71億円

- ◇ 働き方改革推進支援センターによる支援

31億円

- ◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施

82百万円

- ◆ 「つなぐ」化事業の実施（再掲）

28百万円

- ◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業

1.1億円

- ◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施

96百万円

- ◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施

30百万円

- ◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業

87百万円

- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援（再掲）

72億円

人材確保

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

2.9億円（1.9億円）

○ 適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】

令和6年4月より建設業についても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、働き方改革の更なる推進のため、工期設定に関する実態調査や週休2日を反映した適正な工期設定に向けた周知・啓発を実施。

○ 建設業の生産性向上の促進【継続】

建設業の生産性向上を促進すべく、民間工事におけるICTツールの活用やバックオフィスからの業務サポートのほか、災害対応の効果的な取組について、調査検討を行うとともに普及啓発を図る。

○ 建設技術者の担い手確保の推進【継続】

建設技術者の担い手確保に資する人材有効活用・環境整備のため、効率的な技術者配置等の調査検討や建設業法に基づく国家試験の効率化・電子化のための調査検討を実施。

○ 地方の入札契約改善推進事業【継続】

労働時間上限規制（令和6年度）への対応や、公共工事の円滑な施工確保を図るとともに、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保を実現させるため、地方自治体の入札契約の改善に向け、地域ごとの特性を踏まえた取組の加速化を実施。

○ 建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進【継続】

建設業の担い手確保につながる労働者の待遇改善のため、一人親方問題に対してより実効性のある施策を検討するための実態調査及び一人親方を適切な契約関係へと誘導する説明会を実施。

○ 建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】

建設職人基本計画に基づき、建設業における労働災害の撲滅に向けて、安全衛生経費が下請事業者に適切に支払われる環境を整備するため、安全衛生経費に関する調査及び戦略的広報を実施。

○ 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進【継続】

将来の担い手確保のため建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とすべく、令和6年度までの5か年計画を官民で策定し施策を推進してきたところ、現行動計画の総括、次期行動計画策定に向けた検討会等を実施。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

人材育成

- ◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲) 2.9億円（1.9億円）
- ◇ 大工技能者等の担い手確保・育成支援【継続】 424億円の内数（280億円の内数）

木造住宅の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組について、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を重点的に支援する。

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲) 2.9億円（1.9億円）

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

人材確保

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【継続】

72億円（76億円）

- 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- 建設キャリアアップシステム等を普及促進するため、人材確保等支援助成金において、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し助成する。
- 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。（令和6年度末まで延長（予定））。

◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】

28百万円（28百万円）

- 若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校（工業科、普通科）や高等専門学校の先生・生徒等と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】

48億円（44億円）

- 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
- 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を奨励する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】

19百万円（18百万円）

- 建設等も含めた多様な業種に関しての職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

人材育成

◆ 中小建設事業主等への支援【継続】

離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する（建設労働者育成支援事業）。

4.8億円（4.8億円）

◆ 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【継続】

- 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニングを引き続き実施する。
- 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。

1.3億円（1.3億円）

◆ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】

ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。

23億円（22億円）

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）

72億円（76億円）

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

◇ 働き方改革推進支援助成金による支援【継続】

71億円（68億円）

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や中小企業から構成され、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。また、建設業等の令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、専用のコースを用意し、引き続き助成を行う。

◇ 働き方改革推進支援センターによる支援【継続】

31億円（37億円）

中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施等を行う。また、全国センターにおいて、働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】

82百万円（82百万円）

雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。

◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】（再掲）

28百万円（28百万円）

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【継続】** 1.1億円（1.1億円）
労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。
- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** 96百万円（96百万円）
安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。
- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** 30百万円（30百万円）
関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。
- ◆ **墜落・転落災害等防止対策推進事業【継続】** 87百万円（87百万円）
足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。
- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）** 72億円（76億円）